

賛助員の設置に関する細則

(法律図書館連絡会決定 平成6年7月8日)

(変更 平成18年10月28日)

(変更 平成21年10月16日)

(変更 平成26年5月23日)

(変更 令和3年6月4日)

第1条 (目的)

本細則は、法律図書館連絡会規約第15条の規定に基づき、賛助員に関して定める。

第2条 (入会)

賛助員になることを希望する者は、入会申込書及び経歴書を添えて、本人よりいずれかの常任幹事に対し申し込まなければならない。

第3条 (入会の条件)

賛助員になることを希望する者は、会員の推薦を得なければならない。

第4条 (入会審査)

入会しようとする者は、幹事会の承認を得なければならない。幹事会はその入会審査につき総会で報告を行う。

第5条 (責務と権利)

賛助員の責務及び権利は、次のとおりとする。

- (1) 本会規約第3条に規定する目的達成のための協力
- (2) 本会総会へ参加することができる。但し、発言権はあるが表決権は有さない。
- (3) 本会の主宰する事業又は委員会活動へ参加することができる。

第6条 (退会)

賛助会員は、退会届を幹事会に提出すれば退会することができる。幹事会はその退会につき総会で報告を行う。

2 賛助会員は次に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 相当の期間連絡が取れない状況が続いたとき

第7条 (細則の変更)

本細則の変更は、幹事会の議決による。

付則 本細則は、平成6年11月18日から施行する。